

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## ネパール人権報告書 2019 年版

### 概要

ネパールは、連邦民主共和国である。2015年に公布された憲法は、最高行政官である首相、二院制議会及び7州行政区画の枠組みを含む政治体制を定めている。2017年に下院の国政選挙及び新たに設置された州議会の選挙が行われた。国内外の監視団は、国政選挙は「概ね公正に実施された」とみているが、ネパール選挙委員会（Election Commission of Nepal : ECN）の業務は透明性を欠いていると述べる監視団もあった。

ネパール警察は、ネパール全土の法執行及び秩序維持の責任を負う。武装警察隊（Armed Police Force : APF）はテロ活動との闘い、暴動及び治安妨害時の安全確保、自然災害時の救援、重要なインフラ、公務員及び国境の保護に責任を負う。ネパール警察及びAPFは内務省（Ministry of Home Affairs）に直属している。ネパール軍（NA）は対外安全保障及び国際平和維持に責任を負うが、災害救援活動や自然保全活動など、一部の国内治安にも責任を負う。NAは国防省（Ministry of Defense）に直属する。文民当局は、ネパール警察、APF及び軍隊に対する有効な統制を維持している。

重大な人権問題として、司法外の殺害を含む不法又は恣意的な殺害、拷問、政府による恣意的な勾留、サイト遮断及び犯罪的名誉毀損法、過剰に制限的なNGO法を含む平和的な集会の権利や結社の自由の侵害、特にチベット属住民をはじめとする難民の移動の自由の制限、重大な汚職行為、強制的労働、義務的労働、児童労働の使用がある。

政府は、法律違反で告発される公務員及び治安部隊の捜査を行っているが、常に責任を追及しているわけではない。この数年間に抗議運動の統制における過度の武力行使で告発された治安部隊隊員は明確な責任を問われることがなく、内戦時代におけるほとんどの人権侵害加害者も同様に責任を問われていない。

### 第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

#### a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府機関が恣意的若しくは不法な処刑を行ったとの報告が数件ある。

2019年6月20日、サルラヒ（Sarlahi）郡の警察が、マオイスト（Maoist）派分派であるチャンド（Biplav）派の現地リーダーを殺害した。警察は、クマル・パウデル

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Kumar Paudel) から発砲を受けた後に、彼を銃撃したと報告した。国家人権委員会 (National Human Rights Commission : NHRC) による予備捜査では死亡が不審であることが示唆され、人権 NGO のアドボカシー・フォーラム・ネパール (Advocacy Forum-Nepal) は、この遭遇が計画された可能性が高いと報告した。2019年9月現在で、起訴された警察職員はいなかった。

11歳の男児 Nishan Khadka のバクタプル (Bhaktapur) での誘拐と死亡に関して容疑がかけられていた男性2人を、ネパール警察が殺害した2018年8月の事件は、未解決なままだった。人権活動家と地元メディアは、容疑者はすでに勾留されており、殺害を正当化するために警察が遭遇をでっちあげたと述べている。APFは、2018年8月にカンチャンプル (Kanchanpur) 郡で13歳の女児ニルマラ・パンタ (Nirmala Panta) の強姦致死事件に対する公正な裁判を要求して集合した群衆に発砲した。APFの銃撃により、14歳の男児1人が死亡し、抗議者24人が負傷した。2019年9月現在、APFの銃撃に関する内務省調査委員会の勧告に基づき、8人の警察官が停職処分を受け、2人が免職されている。そもそもの原因であるニルマラ・パンタの強姦・殺害の事件に関しては、警察が勾留している被疑者はいない。

NHRCは、1週間前に逮捕されてから警察に勾留されていたフリー・マデシ (Free Madhesh) 運動のラム・マノハール・ヤーダブ (Ram Manohar Yadav) が2018年9月に死亡したことにに関して、捜査を開始した。人権活動家は、警察がヤーダブを拷問し、容態が悪化した後、適切な治療を怠ったと主張している。内務省はこの主張を否定したが、警察が集中治療室を探して4カ所の病院にヤーダブを連れて行ったことを認めた。2019年7月に、内務省は被害者の家族に100万NR (10,000ドル) を補償することで合意に達し、NHRCは事件を終わりとしたが、警察職員は誰も処罰されなかった。

ネパール警察とAPFによる過度の武力行使の容疑を捜査するために設置されたハイレベル調査委員会 (High-Level Enquiry Commission : HLEC) は、2015年の憲法発布に対する抗議に関連して2017年に受け付けた3,000件以上の苦情の調査を完了した。2015年の抗議では警察官9人を含む45人が死亡した。HLECは報告書を完成させた後、解散したが、政府は2019年末までに報告書を公表しなかった。

## **b. 失踪**

2018年の刑法は、強制失踪を刑事犯罪と定めている。2019年以内に政府当局による失踪や政府当局が関わる失踪は報告されていない。

1996年～2006年の内戦中に行方不明となった人々の多くは未だ消息不明である。NHRCによると、801件の失踪事件が未解決のまま残されており、その大半は政府主

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

体が関与した可能性があるとして NHRC は述べている。2019 年 12 月上旬現在、政府は内戦時代の失踪に関与した件で現職又は元政府職員を起訴しておらず、NHRC が政府主体の関与による行方不明者と特定した 606 人の行方に関する情報も公表していない。NHRC の報告によると、内戦時に発生した未解決の失踪事件 149 件にマオイスト派が関与していると考えられている。2019 年 12 月上旬現在、政府が失踪事件への関与で起訴したマオイスト又は政府主体はいない。

強制失踪者調査委員会（Commission of Investigation on Enforced Disappeared Persons : CIEDP）は 2017 年に 5 つのチームを結成し、内戦時代の被害者から申し立てられた失踪に関する苦情について調査を開始した。同委員会は以前に 3,197 件の事件を登録し、最終的に 2,512 件について追跡調査した。2019 年 4 月に、CIEDP は 2,008 件が完了したと報告した。

人権団体は引き続き、CIEDP の不備について懸念を表明している。国際法律家委員会（International Commission of Jurists）によると、CIEDP の調査は、膨大な数の事案を処理するための人材と資金が十分でなく、捜査官の任命プロセスが不透明で、被害者と証人の秘密と安全を確保する対策が講じられていないということである。被害者は、多くの郡で捜査官から和解を望むか尋ねられたことにも懸念を表した。

### **c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰**

憲法は拷問を禁止しており、刑法は拷問を刑事犯罪とし、拷問の罰則を規定している。拷問賠償法（Torture Compensation Act）は、拷問の犠牲者に補償することを規定している。

人権活動家及び法律専門家によると、警察は自白を強要するため、主に殴打による苛酷な虐待を行っている。現地の人権 NGO、アドボカシー・フォーラム・ネパール（Advocacy Forum-Nepal : AF）は、ネパール全土にわたる警察による虐待の傾向に大きな変化を示す証拠はないが、警察は被勾留者の予備健康診断に対する裁判所の要求に次第に従うようになっていると報告している。

AF と別の現地 NGO であるテライ人権擁護者同盟（Terai Human Rights Defenders Alliance : THRDA）によると、拷問被害者は警察又は他の公務員からの脅迫や報復の恐怖を理由に、訴状の提出を躊躇することが多い。加害者から圧力を受けて、被害者が和解に応じた事案もあった。AF と THRDA によると、裁判所は最終的に信憑性の高い裏付け証拠、特に診断書がないことを理由に多くの拷問容疑の告訴を却下している。THRDA 及びその他の NGO によると、裁判所が損害賠償の裁定を下した事案、又は警察に懲戒処分を命じた事案でも、決定が履行されることは稀である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

THRDA は、面会調査をした被勾留者の 34%がネパール南部のテライ・ベルトにある警察の収容施設に勾留され、何らかの形の身体的又は精神的虐待を受けていると 2017 年に報告した。ネパール国家警察人権部（Human Rights Section : HRS）によると、申し立てられた事案の大半について警察当局は正式な報告又は捜査を行っていない。

内戦時に行われた拷問について、刑事司法制度に持ち込まれた事案はなかった。

## 刑務所及び収容施設の状況

人権団体によると、刑務所、特に未決囚収容施設は劣悪な状況にあり、国際基準を満たしていない。

物理的状況：刑務所は過密状態である。司法長官府（Office of the Attorney General : OAG）は、刑務所の全国的調査において、施設に収容定員の 2 倍近い受刑者が収容されていたと報告した。THRDA によると、収容施設の過密収容も依然として深刻な問題である。OAG の報告によると、2, 3 カ所の例外を除き、ほとんどの刑務所及び収容施設は十分な窓と日差しがあり、換気がなされているとのことである。

一部の施設は未決囚収容者と既決囚と一緒に収容している。未成年用収容施設が不足しているため、当局は未決勾留児童を成人と一緒に収監することや、子どもが収監されている両親と一緒に刑務所内にとどまることを許可している。

OAG の報告によると、OAG が監視した 31 の収容施設の受刑者と勾留者は定期的な健康診断と治療を受けていない。THRDA によると、ほとんどの刑務所は女性、子ども及び障害者専用施設がない。

AF によると、一般的に被勾留者の健康診断は形式的で、重篤な状態の被勾留者に対して十分な治療が行われていない。AF の報告によると、ベッドが不足しているため床の上で睡眠を取る被勾留者や、濾過されていない不衛生な水や不十分な食事しか取れない被勾留者がおり、多くの収容施設は換気、自然光、暖房及び寝具が劣悪な状況にある。

運営：OAG を含む当局は、暴力の容疑の捜査を実施した（上記参照）。

独立的監視：政府は OAG, NHRC, 全国女性委員会（National Women's Commission）、全国ダリット委員会（National Dalit Commission）の他、被告人弁護士による刑務所及び未決囚収容施設への訪問を概ね許可している。THRDA 及び AF は、被勾留者との面会や収容施設への訪問が国連や国際組織を含む、独立系の人権監

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

視団には許可される一方で、両団体や他のいくつかの NGO は拒否されることが多いと報告している。報道機関は、刑務所や収容施設への立ち入りが認められていない。NHRC は、政府に措置を求めることができるが、当局はこうした要求を却下することが多い。

#### d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は、恣意的な逮捕及び勾留を禁じているが、2019 年内に治安部隊による恣意的な逮捕が報告されている。郡長官には、逮捕に関する幅広い裁量が法律上認められているが、人権団体は、警察が 24 時間の勾留権限を乱用し、場合によっては被勾留者に弁護士との接見、食事及び医療措置を認めず、又は不適切な施設において違法勾留していると主張している。

#### 逮捕手続及び勾留中の取扱い

法律は、治安及び麻薬違反容疑に関わる事案又は犯罪の刑罰が禁固 3 年より重い事案を除き、当局は逮捕令状を取得し、逮捕から（移動時間を含まず）24 時間以内に被疑者を法廷に出廷させなければならないと定めている。

裁判所が勾留を支持する場合、法律により、警察は通常、捜査を完了して刑事起訴状を提出するまで被疑者を最長 25 日間拘束する権限を有する。特別な事例では、この期限は延長される。麻薬違反の場合、容疑者は最長 90 日間、汚職行為の容疑者は 6 カ月勾留することができる。人権監視団体は、この法律が地元当局に過剰な裁量権を認めていることに懸念を表明している。憲法は、被疑者が起訴前であっても国選弁護士又は勾留者の選択した弁護士と接見することを認めている。自ら弁護士を雇うことができる被疑者はほとんどおらず、司法制度は窮乏する被疑者に無償で有能な弁護士を提供する十分な資金を与えられていない。しかし、刑事容疑がかかった限定的な数の被勾留者に無料の法律サービスを提供する独立組織は存在する。

勾留者は家族と面会する法的な権利を有しているが、家族との面会の可否は刑務所によって異なる。当局は、被疑者の弁護士による勾留中の被疑者への接見を拒否することがしばしばある。保釈制度は存在して機能している。被疑者は保釈金を現金で収める方法と、財産を担保として裁判所に提供する方法のいずれかを選択することができる。勾留者が誓約保証金で釈放されない（保釈金ではない）場合、被疑者の出廷を確保するための、保釈制度に代わる方法はない。

恣意的な逮捕：人権 NGO のインフォーマル・セクター・サービス・センター

(Informal Sector Service Center) は、2019 年 1 月から 6 月までに恣意的逮捕（適時の逮捕状の提示がないもの）の事例 247 件を記録しているが、2019 年内の相対的増加

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

はマオイスト・チャンド派の治安上の脅威への注目が高まったことによるとしている。

裁判前の勾留：勾留期間は受刑者の判決に考慮されるが、裁判前の勾留は審理及び有罪判決後の最終判決の期間より長くなることもある。

治安維持法（Public Security Act）の下、治安部隊は国内の治安及び安寧、他国との友好関係、又は異なるカースト若しくは宗教集団に属する国民の間の関係を脅かす嫌疑をかけられた人物を拘束することができる。政府は、勾留が法律の要件に準拠している場合に限り、犯罪を特定することなく、12カ月間にわたって予防的勾留により被疑者を勾留することができる。同法による予防的勾留において、裁判所は実質的な法的役割を果たさない。

人権団体によると、被勾留者が法律で定める24時間の期限を大幅に過ぎた後に司法当局に出廷することがあったが、これは警察の乱暴な扱いによる負傷を治癒させるためであるとされている。AFの2018年の推定によると、逮捕後24時間以内に司法当局に出廷していない被勾留者は14%であり、2015年の41%から減少している。

THRDAは、警察が被勾留者を裁判所に出廷させる準備ができた時点で初めて被勾留者の氏名を登録することにより、24時間の要件を回避することが頻繁にあると述べている。

#### e. 公正な公判の否定

憲法及び法律は司法の独立を定めているが、裁判所は政治的な圧力、贈賄及び脅迫に対して依然として脆弱である。

#### 裁判手続

法律は、弁護人依頼権、法の下での平等な保護、二重の危険からの保護、法の遡及適用からの保護、公開裁判、及び自身の審理に出廷する権利を定めているが、これらの権利が常に維持されるとは限らない。人身売買及び麻薬取引など、起訴状によって刑事違反が一応確立された後に被疑者が立証責任を負う一部の事案を除き、被疑者は推定無罪を受ける。被勾留者は、法律により、法廷代理権及び裁判所が任命する弁護士、国選弁護人を与えられる権利、又は民間の弁護人を付ける権利を有する。政府は、困窮する被勾留者に国選弁護人を提供するが、被疑者から要請があった場合に限られる。したがって、自身の権利を知らない人、特にカーストの下位層及び一部の民族集団に属する人は法定代理権を剥奪される恐れがある。被告弁護人は、弁護の準備時間が十分でないと報告している。2016年最高裁判所指令は、裁判所はネパール語を話さない被疑者に無料の通訳サービスを提供することを命じており、様々な言語に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

対応する通訳の利用が可能であった。被告弁護人は、原告を反対尋問することができる。下級裁判所の判決は、無罪判決を含めてすべて上訴することができる。最高裁判所は最終審裁判所である。

軍事裁判所は、軍職員に民間人と同じ基本的権利を定める軍法に従い、軍職員が関わる事案を裁定する。陸軍法は、強姦又は殺人で告発された兵士を、訴追のために文民当局に移送することを義務付けている。通常の状態において、陸軍は軍の司法制度に基づいて兵士に対して申し立てられたその他の刑事事件をすべて訴追する。にもかかわらず、NAは真実和解委員会（Truth and Reconciliation Committee : TRC）とCIEDPに積極的に協力する意向であると政府に述べている。軍事裁判所は、たとえ兵役に関わる犯罪であっても、民間人の犯罪を裁くことはできない。こうした事案は一般法廷で扱われる。

### 政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯又は被勾留者の報告はない。

### 民事上の訴訟手続及び救済方法

個人又は組織は、人権侵害について国内の裁判所に救済を求めることができる。

### 財産の回復

マオイスト派及びその加盟組織は、内戦を終結した2006年包括的和平合意（Comprehensive Peace Accord）の要件に従い、過去に押収した資産の一部を返還したが、違法に押収したその他の土地や資産は保持したままである。アジア財団（Asia Foundation）によると、内戦時代の土地やその他の財産の紛争の大部分は未解決状態であり、特に第1州、第5州、第7州においてそうである。

### f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

法律は、私生活、家族関係、家庭生活及び通信に関する恣意的な干渉を禁じており、政府がこれらの規定の遵守を怠ったという報告はない。

法律は、犯罪が行われたと確信する相当な根拠がある場合、警察が令状なしに捜索や押収を行うことを認めているが、2人以上の「良心的な」人物が立ち会っている場合に限り、捜索を行うことができる。警察官は、容疑者が重要な証拠を持っていると考える妥当な根拠がある場合、捜査を行うために別の警察官を求める書面による要請を提出しなければならず、また警部補補佐以上の階級を有する警察官を立ち合わせなければならない。一部の法律専門家は、令状手続から検察官及び判事が除外されている

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ことで、警察の裁量権の乱用をチェックすることが比較的難しくなっていると主張している。

## 第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

### a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律は、言論と報道の自由を定めており、政府はこの権利を概ね尊重しているが、ジャーナリスト、NGO及び政治活動家は、政府を批判するジャーナリストや通信社を脅迫することによって政府が報道の自由を制限していると述べている。ジャーナリスト及びNGOは、刑法と民法並びにプライバシー保護法（Privacy Act）が、公人の報道など、通常の報道活動を刑法上の犯罪とし、報道機関の自己検閲の著しい強化を招いたと述べている。人権派弁護士及び一部のジャーナリストは、憲法並びに民法により、政府は曖昧かつ乱用されやすいと思われる方法で言論及び報道の自由を制限することが可能になったと述べている。例えば、憲法は言論と報道の自由を奪う法律を制定することができる状況をいくつか挙げている。そうした状況には、「連邦政府機関の協調的關係を損なう」行為や国家安全保障を損なう外国又は外国組織を支援する行為などが含まれる。憲法は、「公衆の健康、良識及び道徳心に反する」行為又は「公法及び治安状況を阻害する」いかなる行為も禁じている。

表現の自由：国民は一般的に自身の意見を自由に述べることができると考えており、制限を受けることなく批判的な意見を印刷物及び電子メディアでしばしば表明する。2019年2月に、人気のあるフォーク歌手が政府の腐敗を批判する風刺的な楽曲を発表した。この歌手は、与党ネパール共産党（Nepal Communist Party）の青年組織から脅迫を受けたと言われており、その後ユーチューブから自分の曲を削除した。政府は2019年7月に、ダライ・ラマの生誕祭を公に祝いたいというチベット難民福祉事務所（Tibetan Refugee Welfare Office）の要請を当初却下することにより、カトマンズ（Kathmandu）の同族コミュニティのメンバーの表現の自由を制限しようとした。チベット族仏教徒がカトマンズ最大の定住地で私的なイベントを開いたときに、警察はその祝賀行事をやめるために介入した。2019年12月12日に、チベット難民福祉事務所は、Swoyambhu警察当局者との協議を経て、ダライ・ラマのノーベル平和賞受賞の30周年をSwoyambhuのDhagkar僧院で祝うことを許された。

オンライン・メディアを含む報道の自由：独立系報道機関は、制限を受けることなく活発に活動し、幅広く意見を表明しているが、いくつかの例外もあった。編集者とジャーナリスト数人が、警察及び政府職員から脅迫を受けたこと、法規制の曖昧な規定によってジャーナリストによる自己検閲が増えていることを報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

暴力及び嫌がらせ：ネパール人ジャーナリスト連盟（Federation of Nepali Journalists : FNJ）によると、政府は報道機関の安全及び独立性の保持のために十分な力を尽くさず、ジャーナリストを攻撃した個人を提訴することは稀である。

ジャーナリストは、汚職に関する捜査報道に対して職員から漠然とした脅迫を受け続けていると述べている。2019年6月、あるビルガンジ（Birgunj）の区長が、情報請求権規定に基づいて道路建設費を請求したことで、運動家の Piraj Yadav を攻撃した。

検閲又は内容の制限：憲法は、電子的手段によるものも含め、印刷、出版又は放送の題材に対する事前の検閲を禁じている。憲法はまた、政府は報道ライセンスの取り消し、報道機関の閉鎖又は印刷、出版若しくは放送の内容に基づいた題材の押収をしてはならないと定めている。しかし、憲法は「ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は連邦機関の間の協調的關係若しくは異なるカースト、部族、宗教又はコミュニティ間の協調的關係を侵害する恐れのある」行為又は誘引に対して、上記の権利の「合理的な制限」も定めている。反逆、名誉毀損又は法廷侮辱罪に相当する発言も禁じている。

報道専門家は、政府が報道を規制する法律を制定することを認める憲法の追加条項に懸念を表明している。例えば、刑法は憲法の文言と比較して、表現の自由の制限範囲を国家安全保障及び治安維持まで拡大し、名誉毀損を刑事犯罪と定義している。FNJは、かかる法律が報道機関の閉鎖又は登録抹消に利用される恐れがあると主張している。憲法は、虚偽の題材の公表及び流布も報道の自由に法的制限を課す根拠としている。しかし、報道の専門家は、こうした規定が報道機関に対して執行されたことはないと報告している。

法律上、国営放送局を含め、報道機関はすべて政府の直接支配から独立して業務を運営しているが、間接的な政治的影響が自己検閲につながることもあった。

名誉毀損法：2019年6月に、当局は、ある風刺家がソーシャル・メディアでネパールの映画を風刺した後に、電子商取引法（Electronic Transaction Act : ETA）に基づいて名誉毀損で収監した。その後広範な大衆抗議が起き、当局は9日後に彼を解放した。彼は、裁判所であらゆる容疑の無罪が宣告された。

## インターネットの自由

当局が、ソーシャル・メディアに投稿された題材に対し、ETAに基づいて措置を講じた事案が何件か発生した。ETAは、「公衆道徳又は良識ある行動に反する」可能性のある題材、「憎悪又は嫉妬を拡散する」可能性のある題材、若しくは「協調的な

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

関係を損なう」可能性のある題材を電子形態で公表することを禁じている。2017年に政府は、国内を拠点とするオンライン・ニュース及び意見ウェブサイトに登録を義務付ける修正オンライン・メディア業務指令を公布した。この指令は、コンテンツに「信頼すべき情報筋」がない場合、コンテンツが「誤解」を招くものである場合、又は国際関係に悪影響を及ぼす場合は、コンテンツを根拠にウェブサイトを遮断する権限を政府に認めている。政府は、ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は友好関係を脅かすコンテンツを遮断する権限も有する。オンラインでの扇動、名誉毀損、法廷侮辱、又は猥褻かつ非道徳的なコンテンツも遮断される可能性がある。修正指令は、サイトの付加価値税又は納税者番号の登録証明書のコピーを義務付けるなど、オンライン・プラットフォームの登録、ライセンス更新、コンテンツ作成規定をより複雑にしている。更新は、オンライン・プラットフォームが毎年、最新の人材及び給与記録を提示することを義務付けている。FNJは、指令の曖昧な文言は政府にオンライン・コンテンツを検閲する権限を認めるものだと懸念を示している。人権及び報道の自由 NGO のフリーダム・フォーラム (Freedom Forum) は、裁判所に 100 件を超える事件が提出されていて、その大半が ETA 関係だと報告した。

2019年4月に、オンライン・レポーターの Arjun Giri が、あるビジネスマンの金融不正疑惑について書いた後に一時収監されたが、2019年8月に公式に無実となった。

## 学問の自由と文化的行事

法律は、文化的事業を開催する自由を認めている。チベット族コミュニティの行事が制約を受けた以外は、学問の自由又は文化的行事に対する政府の制約はなかった (第2節 b 項を参照のこと)。

### b. 平和的集会及び結社の自由

集会及び結社の自由は、法の定めるところであるが、政府は集会の自由を制限することがあった。

#### 平和的集会の自由

国民及び合法的な居住者については集会の自由が概ね尊重されているが、若干の制限もあった。大規模な公開行事の開催には、政府の許可が必要である。政府は、チベット暦の新年やダライ・ラマの生誕日など、チベット族が文化的に重要な行事を祝うことを阻止しようとする試みを続けた。法律は、デモ又は暴動が平和を妨害する可能性がある場合、郡長官に外出禁止令を発動する権限も認めている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019年6月に、コミュニティー運営土地所有組織であるグティ（Guthis）の運営を国営化する法案（その後撤回された）に反対する大規模な抗議がカトマンズで発生した。この集まりの規模は、2006年から2007年の反王政運動以後で最大となった。警察は自制を示し、暴力の報告はなかった。

## 結社の自由

法律は、結社の自由を定めており、政府はこの権利を概ね尊重した。しかし、NGOによると、現行の法的枠組みは市民社会の独立性を十分に認めておらず、政府が過度な裁量行使する余地がある。また、市民社会団体（CSO）の登録手続は制約があり、煩雑で、政府は登録を拒否する大きな裁量を持ち、登録当局によって要件はまちまちで、場当たりに現行法に明記されていない文書を要求する組織もあると述べている。さらに結社登録法（Association Registration Act）により、政府は団体に指示を与え、指示に従うことを拒否した場合は、団体を解散させる権限が認められている。CSOが外国又は政府のリソースを受ける場合は、CSOの監督責任を持つ政府機関である社会福祉協議会（Social Welfare Council：SWC）に別途、追加的な承認を求めなければならない。SWCは、擁護活動に重点を置くCSOに少なくとも予算の80%をハードウェア又は有形の開発物に配分することを義務付け、不当な制約を課している。

## c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>）を参照のこと。

## d. 移動の自由

法律は、国内での移動の自由が法的に制限されているほぼすべての難民を除き、国内の移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由を定めている。難民に対する移動の自由の制限には偏りがある。下記の例外を除き、政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びその他の人道組織と難民や亡命申請者の保護と支援において協力している。

国内移動：政府は20年以上にわたって、チベット族難民に個人の身分証明書を発行しておらず、かかる難民の大多数は、警察の検問所又は警察の検問時に必要な書類を提示する手段がないままである。検問所で警察から嫌がらせを受けたり、追い返されたりしたと報告する難民もいる。

海外渡航：女性を海外雇用における人身売買又はその他の虐待という搾取から守る取り組みとして、政府は家事労働のための女性の海外渡航の最低年齢を24歳に維持し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。NGO 及び人権活動家は、インドとの国境の非正規の経路を通じて移住せざるを得なくなった女性もおり、搾取の危険性を高めているとして、この年齢制限は差別的かつ非生産的であるとみている。

#### e. 国内避難民 (IDP)

2015 年に発生した地震及びその余震によって、数百万人が住居を失った。国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Center) によると、2018 年の自然災害で 12,000 人が住居を失った。

地震の被害を受けた IDP の多くは、地震発生時に土地の所有権を持っておらず、不法に占拠していたため、キャンプ又は非公式な居住地区にとどまっている。自宅が地震による地滑り発生率の高い地域にあるか、地滑りで破壊されたためにとどまっている人もいる。政府はかかる人々の安全かつ自発的な帰還を促し、支援策を策定した。

政府とマオイストは、10 年にわたる内戦の後、内戦によって居住場所を追われた IDP の自発的で安全で尊厳ある帰還を支援することで合意したが、この合意は完全には実施されていない。平和復興省 (Ministry of Peace and Reconstruction) の推計によると、1996 年から 2006 年までに居住場所を失った人は 78,700 人に上るが、そのうち 50,000 人は元の居住場所に帰還する意思又は能力がないとみられる。その理由は、土地及び不動産の問題が未解決であること、市民権又は所有の証明書がないこと、マオイストが内戦時に IDP から没収した土地は土地を所有しない農民若しくは小作農に売却又は譲渡されることが多いため安全上の懸念があることなどである。

政府は、内戦時代の IDP に対する復興及び自発的帰還の支援策を提供した。依然として難民状況にある人の多くは、大半が河川沿いの国有地の不法占拠者として、又は土地を所有していない集団と共に、地域に溶け込み、都市部に住むことを望んでいる。公的サービスが利用できないこと、及び生活支援が提供されていないことも IDP の帰還を妨げている。

#### f. 難民の保護

庇護へのアクセス：法律は、個人の難民又は庇護の申請の決定、若しくは難民の保護の包括的な法的枠組みに関して規定していない。政府は、多数のチベット人を難民として認めており、特定のブータン難民の外国への再定住を支援している。政府は、1990 年以降にネパールに入国したチベット族を難民として認めていない。その後、到着したチベット族の大半はその後、インドに移住したが、ネパール内にとどまっている人数は不明である。政府は、1995 年以降、チベット族難民に難民証明書を発行していない。UNHCR の推計によると、1995 年に 16 歳未満の若者又は 1995 年以降に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

生まれた者すべてを含む、チベット族難民居住者約 12,000 人の 4 分の 3 は証明書を発行されていない。UNHCR は、パキスタン人、ミャンマー人、アフガニスタン人、スリランカ人、バングラデシュ人、ソマリア人、イラン人、イラク人及びコンゴ民主共和国人を含む、他国からの難民 639 人及び亡命希望者 49 人が国内に居住していると報告した。こうしたグループについて、UNHCR が難民と認めても、政府は依然として難民に認定することを拒否している。

移動の自由：政府は、ネパール東部に残る 2 カ所の難民キャンプに居住し、ブータンの居住権又は市民権を主張している約 6,500 人の難民の移動及び就労の自由を公式に制限しているが、かかる制限はこれらの難民に対してほとんど実行されていない。中国が 2008 年にネパールとの国境沿いの警備を強化し、チベット族の国内での移動の自由の制限を厳格化して以降、ネパールを通過するチベット族の数は大幅に減少した。UNHCR の報告によると、2017 年にネパールを通過したチベット族は 53 人で、2018 年は 45 人、2019 年 9 月現在で 10 人であった。政府は、以前はインドへ移動する行程で最近ネパールに入国したチベット族に対して UNHCR の支援による出国許可を交付していたが、これは停止された。ネパールに居住し、難民証明書を所持するチベット族は、出国するための渡航書類を申請する資格を有するが、法的手続は困難で、多額の費用を要し、不透明であることが多く、通常、渡航書類の有効期限は 1 年、1 回の旅行に限り有効である。2016 年政府指令により、郡長官は、過去に渡航書類を交付されたことのあるチベット族には、証人及び警察の書簡を必要とする検証過程を省略することが可能となった。政府が難民として認めていない個人は、UNHCR の認定を受けていても、不法滞在 1 日当たり 5 ドルの罰金を科され、出国許可の取得のために裁量的罰則金として最大 500 ドルを科される。政府は、ネパール政府が登録し、再定住又は本国帰還が予定されている難民がかかる罰金を支払わずに出国許可を取得することを可能にする政策を維持している。

基本的サービスへのアクセス：ネパールに居住するチベット族難民、特に 1990 年以降に入国したか、1995 年以降に 16 歳になったチベット族難民の大半は証明書を所持しておらず、ネパールで出生した子どもも所持していない。難民資格を認定された者も、ネパールに滞在する権利以外の法的権利を付与されていない。法的地位を有するチベット族のネパールで出生した子どもは証明書を持たないことが多い。政府は、NGO が国内に居住するチベット族に初等教育及び中等教育を行うことを許可している。チベット族難民は、公立又は私立の教育機関で高等教育を受ける権利を持っておらず、公式に就労する権利を認められていない。法律上、営業許可の取得、運転免許証の取得、銀行口座の開設、又は財産の保有を行うことができない。NGO は、難民が市民登録を取得する能力は改善したものの一部の難民は依然として出生、結婚及び死亡の登録で困難を経験していると報告した。チベット族コミュニティーの中には、かかるサービスを得るために賄賂を使う者もいる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、UNHCR がかかる都市部の難民にある程度の教育、保健及び生活サービスを提供することを許可しているが、難民には法律上、公的教育及び就労の権利が認められていない。

恒久的解決：政府は、現地への融合を恒久的な解決策として規定していない。政府は、ブータン居住権又は市民権を主張する難民約 6,500 人に対して就労又は公的教育若しくは公的医療機関の利用を認めていないが、UNHCR がキャンプ内で難民に対して同様の教育及び保健サービスを無料で提供することを以前は許可していた。2019 年以内に、新たな地元当局が場当たりのブータン人の子どもに公立学校の利用を許可することがあった。政府は 2007 年以降、ブータン難民 113,000 人以上に第三国への再定住を許可した。

### **g. 無国籍者**

推定 600 万人の者が市民権証明書を持っていないが、その多くは国内法に従って市民権を得る資格があるはずである。市民権証明書は 16 歳になると発行され、有権者登録、婚姻又は出生登録、土地の売買、専門職試験の受験、銀行口座開設又は信用貸しの利用及び国家社会給付金の受領に必要とされる。

市民権について定める憲法の条項、法律及び規制には登録する両親の性別による差別があり、無国籍者が生じる原因となっている。

無国籍者は、就労、教育、住宅、保健医療サービス、結婚、出生登録、身分証明書、裁判及び訴訟手続の利用、移住機会、土地並びに財産所有権、地震救済復興プログラムの利用で差別を受けている。

## **第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由**

法律は、国民は自由かつ公正な定期的選挙において、普遍的かつ平等な参政権に基づき、秘密投票を行うことにより政府を選ぶことができると定めている。

### **選挙及び政治的な参加**

最近の選挙：政府は、国会議員、州議会議員及び地方議会選挙を 2017 年中に 5 段階で実施した。国際監視団によると、これらの国会議員及び州議会議員選挙は、数件の暴力事件、透明性の著しい欠如や ECN による十分な有権者教育の欠如など、物資面及び運営面の問題が選挙の進行に影響を及ぼしたものの、概ね適正に実施された。国内監視団によると、選挙は自由、公正かつ平和的に行われ、投票率は高かった。しか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

し、警察による個人の殺害が3件報告され、政党間の衝突又は攻撃、破壊行為、小型簡易爆発物、偽物の爆弾が散発的に報告された。

女性及びマイノリティーの参加：いかなる法律も、女性又はマイノリティーの政治プロセスへの参加を明示的に制限しておらず、実際に地方、州及び国政選挙に参加している。憲法は、すべての国の機関に女性をその割合に応じて組み入れることを定めており、連邦議会及び州議会議員全体のうち3分の1を女性に割り当てている。LGBTI活動家は、この規定がノンバイナリーの候補者による公職への立候補を排除していると指摘している。

#### 第4節 政府内の腐敗と及び透明性欠如

法律は、公務員の汚職に刑事罰を定めているが、政府は法律を効果的に実施していない。汚職行為をした公務員が罰則を免除される場合があり、2019年に政府職員の汚職が報告されている。

汚職：2019年2月、この国の中心的汚職取り締まり機関である権限乱用調査委員会（Commission for the Investigation of Abuse of Authority : CIAA）のRaj Narayan Pathak委員は、公立教育機関の民営化に関してCIAAが扱っていた進行中の事件を解決するために彼が賄賂を受け取っているところの動画が流出した後に辞任した。この辞任の後、OAGはCIAAに元委員を捜査することを助言した。2019年3月に、CIAAはPathakに対する汚職事件を申し立てた。CIAAは、汚職防止法（Prevention of Corruption Act）第3(1)条に基づいてPathakに罰金を科して罰することを目指した。この事件は、特別法廷で係属中である。

CIAAは2018年に捜査範囲を広げ、公共インフラに使用される素材の質を判定するために土木研究所を捜査対象に含めた。これは、組織的で悪質なコスト削減の対象となることがよくある。2019年内にCIAAは97件のおとり捜査を実施し、これにより、1人の上席公務員を含む154人の公務員を逮捕した。

過去数年そうであったように、政党と関係のある学生及び労働者集団は、学校並びに企業からの拠出金を要求した。汚職は依然としてネパール警察及びAPFにみられる問題である。

資産公開：公務員は資産公開法の対象とされており、大多数の公務員がかかる要件を遵守している。資産公開が義務付けられているにもかかわらず、資産公開を監視し、一般公開する任務を担う機関である国家警戒センター（National Vigilance Center）は通常その結果の体系的な審査と詳細の公表を行っていないかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び海外の様々な人権団体は、一般的に政府から制約を受けることなく活動し、人権事案に関する調査並びに調査結果の公表を行っている。政府職員は NGO の調査に概ね協力的であるが、政府は一部の国際 NGO に対して、ビザ取得手続を複雑にし、資産管理書類の署名を強制するなどして、行政手続上の負担を課している。一部の NGO、特に宗教的要素を持つ NGO は、地域の公務員に権限が移譲されてから官僚的な制約が厳しくなっていると報告している。

政府の人権団体：NHRC は虐待の申立てについて調査しているが、職員の不足

(2019年9月現在、309のポストのうち95が欠員状態、2016年8月の232の欠員から減少)と権能の制限により、一部の活動家は NHRC を有効性がなく十分な独立性がない組織とみなしている。NHRC は、政府が NHRC の勧告を全面的に実施せず、刑事免責を助長していると主張している。NHRC は、2000年の設立以降 2019年末に至るまで、995件の事案(2019年9月現在)の起訴及び補償について勧告を行ったと述べている。このうち4分の3以上が内戦時代の事件に関わるものである。

ネパール警察及び APF はそれぞれ、HRS を設置しており、NA には人権理事会

(HRD) がある。NA HRD 及びネパール警察の HRS には独立捜査権が与えられている。複数の人権 NGO によると、NA による捜査は透明性が十分ではない。

政府と司法機関は、内戦時代に NA、ネパール警察、APF 並びにマオイスト派政党が行った人権侵害及び人道法違反に十分に対処していない。

同国の2つの暫定的司法制度である CIEDP と TRC は、構築及び完全な独立性の付与に大幅な遅延が生じている。人権専門家は、どちらの仕組みにおいても調査及び報告に関して大きな進展がないと引き続き報告している。CIEDP と TRC の委員は、その任務を果たすことなく、任期が 2019年4月に切れ、新しい委員が 2019年12月付けで任命される必要があった。

現地の人権擁護団体は、法律上の不備がネパールにおける包括的かつ信頼性の高い移行期の司法手続の障害となっていると述べている。例えば、法律は拷問又は強制失踪を遡及的に刑法上の犯罪と認めることはなく、強姦の出訴期限をわずか 180日間としている。

さらに、戦争犯罪又は人道に対する罪について、憲法はネパールが締約国である条約を法律として認めているが、法律では明確に認めていない。国会が最高裁判所の判決を履行しなかった事案も批判されている。例えば、裁判所は 2015年の判決におい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

て、重罪に対する恩赦を勧告する裁量的権限を委員会に付与する TRC 及び CIEDP 法の規定を無効とし、その理由として恩赦は当時の暫定憲法及び国際的義務に違反すると述べている。2019年9月現在、議会は最高裁判所の判決に沿った法律の改正を行っていないが、CIEDP 委員会は最高裁判所の判決を遵守する意向であると述べている。

## 第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は、配偶者による強姦も含め、違法であり、犠牲者の年齢に応じて5年以上15年以下の禁固刑が科される。法律はまた、輪姦、妊婦の強姦、女性障害者の強姦事案に禁固刑の刑期を5年追加することを義務付けている。被害者への補償は、精神的及び身体的な虐待の程度によって決まる。

報告された強姦のほとんどの事案について、警察及び裁判所は迅速に対処しているが、注目を引いた数件の事案では、政府が強姦被害者に対して正当な対応をしなかったことが明らかになった。2018年7月に、カンチャンプル郡で13歳のニルマラ・パンタが強姦されて殺害された。警察の対応を審査した政府の諮問機関は、捜査官は重大な過失を犯し、事件の重要な証拠を隠滅したことを明らかにした。2019年3月に、地方裁判所は8人の警察職員を証拠改ざんで起訴した。2019年9月現在で、この事件は未解決であった。カトマンズ以外の地域の人権活動家は、強姦事件が含まれるときもあるジェンダーに基づく暴力事件の登録を、警察がしばしば拒むことに懸念を示している。これらの団体は、警察が犯罪捜査よりも仲裁による紛争解決を望むことが多いと報告した。2019年10月1日、連邦議会議長 Krishna Bahadur Mahara に対する強姦容疑は、オリ（Oli）首相と与党ネパール共産党の要請により、彼の辞任に至った。2019年11月現在、Mahara は警察の勾留下にあり、裁判を待っている。

女性及び女兒に対するドメスティック・バイオレンスは依然として深刻な問題である。複数の NGO の報告によると、早期結婚並びに強制結婚を含む女性及び女兒に対する暴力は、女性の健康不良、不安定な生活、及び不十分な社会的流動性の主な要因の1つであり、貧困の世代間連鎖に寄与している。法律は、ドメスティック・バイオレンスの訴えに対して、和解に重点を置いた仲裁による解決を認めている。通常、当局は法律に基づき、仲裁が失敗に終わった場合のみ、訴追する。

ネパール警察は、国内77郡それぞれに女性担当官を配属した女性担当室を設置し、女性及び女兒が警察に犯罪を報告しやすくしている。女性・児童サービス局によると、女性担当室の一部は完全には稼働していないが、ネパール警察は外国政府や NGO の支援を得て、インフラ及び能力の増強並びに改善に尽力している。NGO は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

改善はみられるものの、ドメスティック・バイオレンスと人身売買の被害者に対応する人材と訓練が十分ではないと述べている。警察のガイドラインは、職員にドメスティック・バイオレンスを刑事犯罪として扱うことを求めているが、差別的態度の定着により、女性担当室以外でこのガイドラインを実行することは難しい。

政府は、17の郡にサービス・センター、8つの郡に社会復帰センター、17の郡にジェンダーに基づく暴力の被害者に治療、保護及び心理社会的支援並びに法律扶助を与えるための、病院を主体とするワンストップ危機管理センターを維持している。ジェンダー専門家によると、サービス・センターは警察、NHRC、全国女性委員会、郡長官、地方自治体、コミュニティ調停センター及び女性や女兒に対する暴力に取り組むNGO間の連携促進に寄与している。

その他の有害な伝統的習慣：憲法は、宗教、社会又は文化的伝統に基づく女性に対する暴力又は抑圧を刑事犯罪と定め、被害者に補償を受ける権利を付与している。刑法は、持参金を支払う慣行を違法とし、30,000 NR（300ドル）以下の罰金又は3年以下の禁固刑、若しくはその両方を科すことを定めている。法律は、持参金に関する配偶者への暴力も刑事犯罪とし、50,000 NR（500ドル）以下の罰金又は5年以下の禁固刑、若しくはその両方を科すと定めている。さらに、法律は、持参金の要求を含む女性への心理的虐待、屈辱、身体的拷問及び持参金を支払わないことを理由とする女性の疎外を処罰対象とすると定めている。にもかかわらず、複数のNGOによると、特にテライ地域では持参金が今なお一般的である。さらに、早期結婚及び強制結婚の慣習は依然として広く残っており、女性の教育の機会を制限し、ドメスティック・バイオレンスや性的人身売買を含む性的虐待の被害を受けやすくしている。早期結婚及び強制結婚の慣行は、ダリットとマデシ（Madhesi）のコミュニティでは特に一般的である（「子ども」の項を参照のこと）。政府機関は、持参金に関連した暴力及び強制結婚の事件を記録し、介入を勧告し、場合によって被害者を救済し、社会復帰サービスを提供することもある。

魔術に関する伝統的な信仰は、法律により魔女の疑惑をかけられた者に対する差別及び暴力を明確に犯罪と定めているにもかかわらず、農村地域の女性、特に寡婦、高齢者、経済的地位の低い女性、又はダリット・カースト構成員に悪影響を与えている。法律に基づいて起訴された事案は報告されていない。複数の報道機関及びNGOは、魔女と疑われた女性に対する暴力事件をいくつか報告しており、市民社会団体は問題に対する大衆の認識を向上させている。

法律は、アシッド・アタック（酸攻撃）を犯罪と定めている。NGOのバーンズ・バイオレンス・サバイバーズ・ネパール（Burns Violence Survivors Nepal）の記録によると、2019年1月から9月までに2件のアシッド・アタックが発生している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

チャウパディ (chhaupadi) (月経中及び場合によっては出産後に女性及び女兒を家畜小屋に住ませるなど、住居から追放すること) の慣行は、2005年の最高裁判所の判決、及び2008年の女性・子ども・社会福祉省 (Ministry of Women, Children, and Social Welfare) のガイドラインで違法とされたにもかかわらず、依然として深刻な問題である。2018年に、この慣習を公式に犯罪とする法律が発効した。同法は、3カ月以下の禁固刑、3,000 NR (30ドル) 以下の罰金、又はその両方を科すことを規定している。一部の地方当局者は、教育キャンペーンや小屋の物理的破壊など、チャウパディを廃止する様々な活動を実施しているが、偏見と伝統によって慣習は維持され、特に根強い西部の農村地域では、女性が風雨にさらされて死亡する事案が周期的に発生している。例えば、現地報道機関の報道によると、アクハム (Achham) 郡では2019年1月に女性が月経小屋で風雨にさらされたことで死亡し、2日後には母親とその2人の子どもが小屋で就寝中に煙を吸入して死亡した。2019年12月5日に、ネパール警察は、月経小屋での女性の死に関係したと言われている個人を逮捕した。これは、2018年法の採択以降で初めてのこの種の逮捕であった。

セクシャル・ハラスメント：法律は、苦情に対応する一連の職場内プロセスがすべて遂行された時点で、郡行政長官が加害者に6カ月以下の禁固刑、50,000 NR (500ドル) 以下の罰金又はその両方を科すことを認めている。女性の権利活動家によると、法律は被害者に対する適切な保護及び補償を定めているが、刑罰の厳格性は十分ではなく、セクシャル・ハラスメントが最も横行している非正規部門に対処していない。

人口抑制における強要：妊娠中絶の強要又は強制避妊手術に関する報告はない。

差別：法律は、保護を定めているが、女性は特に農村地域で雇用における差別を含む制度的差別に直面している (第7節d項を参照のこと)。特にダリットの女性は、ジェンダー及びカーストによる差別を受けている。法律は、親の遺産に対する女性の平等な相続分、及び結婚後にその財産を保持する権利を認めているが、多くの女性はこの権利を認識しておらず、既存の慣行に異議を唱えることを恐れる女性もいる。法律は、亡夫の不動産に対する寡婦の全面的な利用機会及び権限も認めている。政府はこれらの規定を履行するための十分な措置を講じていない。

2006年に採択されたジェンダー平等法 (Gender Equality Act) 及びその他60以上の法律には、差別的規定が含まれている。例えば、財産権に関する法律では、土地の借用や家族の財産分割において男性を優遇している。しかし、憲法はこれまで法的保護を受けていなかった女性に、財産及び家族問題における配偶者と平等な権利、及び教育、保健医療並びに社会補償を受ける特別な機会等の権利を付与している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法は、ネパール人女性が子どもの父親の市民権に関係なく、その子どもに市民権を与えることを認めておらず、ネパール人の妻と結婚した外国人の夫の帰化に関して具体的に規定していない。

女性及び女兒が血統主義により市民権を取得するには、規制により、既婚女性は、ネパール市民権を取得する資格を持ち、市民権取得について許可を得ていることを示す、夫、父親又は（寡婦の場合は）夫の家族からの正式な証明書を提出することが義務付けられている。この要件により、女性が市民権を取得できるかどうかは父親又は夫の協力にかかっている。多くの場合、夫は妻にこの証明書を与えることを拒否している。女性は、市民権の取得が阻まれると提訴する機会を失い、土地及びその他の財産に対する法的な主張を行うことができなくなり、夫や男性血縁者は自らの主張を自由に行えるようになる。

## 子ども

出生届：市民権を規定する憲法の条項、法律及び規制は両親の性別によって差別し、それが無国籍につながっている（第2節d項「無国籍者」を参照のこと）。出生登録の政策と手続について、子どもの性別による差異はない。

憲法は、市民権は市民であるいずれか一方の親から引き継がれると定めているが、市民の母親と市民でない父親から生まれた子どもは帰化によってのみ、市民権を取得できるとも定めている。母親が市民の両親から生まれた子どもの市民権を取得することは、母親が市民権の証明書を所持している場合であっても、子どもの父親が申請を立証する場合を除き、極めて困難な場合がある。2011年に最高裁判所は、父親が不明又は不在であっても、母親を通じて市民権を子どもに付与する裁定を下したにもかかわらず、こうした困難さは依然として続いている。

憲法は、父親が身元不詳である子どもは母親を通じて市民権を取得できるが、取得後に父親が外国籍であることが判明した場合、その子どもは血統主義により市民権を失うが、帰化の資格が与えられると規定している。実際に多くの未婚女性は子どもを血統主義により国民と登録する困難に直面している。最高裁判所は2017年に、政府当局は市民の母親と追跡不可能な父親から生まれた子どもの出生登録と市民権を拒否してはならないとする判決を下した。人権弁護士によると、この規定は強姦や人身売買の犠牲者を含む未婚の母親の子どもに適用されているが、父親はわかっているが認知を拒否している状況には対応していない。市民権の移転に関する法律及び慣習上の制限は、父親が死去したか、家族を捨てたか、（次第に広くみられるようになってい）海外に出稼ぎに行っている子どもに特に困難を強いている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

帰化は憲法に定める基本的権利ではないため、血統主義により市民権を取得する資格がない者も申請することができるにもかかわらず、国の裁量によって左右される。具体的なデータはないが、人権弁護士の報告によると、政府はここ数年、子どもの帰化申請をほとんど処理していない。

教育：憲法は、全国で基本的な初等教育を無償の義務教育とすると定めている。法律は、教育制度を無償の義務教育である基礎教育（早期児童育成、1～8 学年）と無償だが義務教育ではない中等教育（9～12 学年）とに分けている。政府の報告によると、2017～2018 年度は学齢期の子どもの 97.2%が初等学校に通学し、男女格差はない。中等教育では男女格差が根強く続いており、農村地域では青年期の女兒の 3 分の 2 が学校に通っていないと報告されている。

一部の子どもは、特に女兒の場合、衛生設備の欠如、地理的距離、学校教育に伴う費用、家事、親による支援の欠如を原因として、教育を受ける上で障害に直面している。農村部では、32.4%の学校に女兒のための別のトイレ施設がなく、それが、特に月経時に、学校に出席することをためらわせている可能性がある。就学年齢の男子が学校に出席することへの障害には、仕事を見つけるようにとの圧力、国外で働くための移住、薬物及びアルコールの問題がある。障害を持つ子どもは、入学の拒否など、教育を受ける上で更なる障害に直面している。また、子どもが学校への出席を義務付けられているのは 13 歳までに過ぎない。この基準により、13 歳以上の子どもは、法的に就労が認められていないにもかかわらず、児童労働の被害を受けやすい。

医療：政府は子どもと成人に無償の基本的医療を提供しているが、女兒に対する親の差別的扱いによって、貧困家庭の親は医療サービスを求める際に息子を優先することがよくある。

児童虐待：報告によると、性的虐待を含む子どもに対する暴力は広範囲にみられる。NGO は、認識の向上を一因として報告される事案が増えているが、信頼できる推計値はないと述べている。政府は、特別なホットラインや全国子どもの権利評議会（National Child Rights Council）など、児童虐待及び子どもに対する暴力に対処する一定の仕組みを持っている。

早期結婚及び強制結婚：法律は、男子及び女子のいずれについても 20 歳未満の結婚を禁じているが、ネパールは児童婚の比率が高い。UNICEF によると、20～24 歳の若い女性の 3 分の 1 以上が 18 歳までに結婚し、約 10%は 15 歳までに結婚したと報告している。

早期結婚及び強制結婚の慣行は社会的、経済的並びに文化的価値によって助長され、ダリットやマデシのコミュニティーでは特に一般的である。法律は、児童婚を強要さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れる女兒の年齢に応じて罰則を定めている。罰則は禁固刑と罰金があり、徴収された罰金は犠牲になった女兒に与えられる。民法は、児童婚の事案が当局に届けられた場合は必ず対応しなければならないと定めている。

児童の性的搾取：NGOによると、商業目的の児童の性的搾取は依然として深刻な問題である。男児及び女兒が路上で生活し、売春（観光客相手を含む）に利用され、未成年の女兒がダンス・バー、マッサージ・パーラー、個室料理店（売春宿であることもある）に雇われているという報告がある。警察の捜査と能力が限られているため、法執行は一般的に脆弱であり、警察は商業目的の性的搾取に関わる女子を逮捕することもあった。合意の上での性行為の最低年齢は18歳である。強姦罪の刑罰は被害者の年齢及び関係によって異なる。

児童ポルノを取り締まる明確な法律はないが、法律はいかなる者も子どもを非道徳的な職業に関与させることや利用することはできず、子どもを非道徳的な職業に関与させる目的で写真を撮影又は配布することはできないと規定している。さらに子どもの人格を傷つける写真を公表、展示又は配布することはできない。しかし、法的枠組みでは、ポルノの生産において子どもを使用することは明示的に禁止されていない。

児童難民：多数の子どもが2015年の地震とその後の余震により難民状態に置かれたままである（第2節d項を参照のこと）。政府は、10年に及ぶマオイストの紛争の影響を受けた子どもについて、当初の国内難民の人数、今なお難民状態に置かれている子どもの数を含め、包括的なデータを把握していない。

施設に収容された児童：報告によると、孤児院及び児童ホームで性的虐待を含む虐待や嫌がらせが幅広く行われている。この分野で活動しているNGOの推定によると、登録している児童ホームのうち法律に定める最低の運営基準を満たしている施設は約3分の1であるが、未登録のホームの多くについては信頼できるデータがない。NGOは、施設にいる子どもの中には、物乞いを強制されている子どももいると報告した。NGOは、過去数年と比較して児童虐待の水準や程度に大きな変化はないとも報告している。

国際的な子どもの奪取：ネパールは、1980年のハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国ではない。米国国務省の「親による子どもの奪取に関する年次報告書（*Annual Report on International Parental Child Abduction*）」

（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照のこと。

## 反ユダヤ政策

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ネパールには少人数のユダヤ人コミュニティがあるが、反ユダヤ的行動の報告はない。

## 人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」  
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

## 障害者

憲法は、障害又は身体的状態に基づく差別を禁じており、障害者の追加的な具体的権利を明記している。その権利とは、身体障害を持ち、「財政的に困窮している」すべての国民が無償の高等教育を受ける権利、視覚障害者に対する特別な教材及びカリキュラムの提供などである。

政府は、身体障害者及び精神障害者に、月次給付金の支給、シェルターの建設、753の各地方政府に1人の社会福祉職員の配置を行うなどのサービスを提供している。議会は2017年に、障害者が教育、医療、雇用、公的な物理的インフラ、輸送、情報及び通信サービスを受ける平等な機会を定める障害者権利法 (Disability Rights Act) を可決した。同法は、障害による差別も禁じている。障害者の権利と便益を向上させる法規制を執行する政府の取り組みは徐々に改善されているが、未だ十分には効果を発揮していない。例えば、点字で印刷された書籍はすべての学年の生徒には行き渡っておらず、無償の高等教育は希望する障害者全員にあまねく提供されているわけではない。女性・子ども・高齢者省 (Ministry of Women, Children, and Senior Citizens) によると、政府は2019年内にこの分野において「追加的な取り組み」を一切行っていない。

政府は「超重度」の障害に分類された障害者に月額2,000 NR (20ドル) の社会保障給付金、「重度」の障害に分類された障害者に600 NR (6ドル) を支給している。法律は、その他の障害者には財源と障害の程度に応じて給付金を支給することを定めている。3州の州政府は、20郡で聴覚障害者が政府のサービスを利用する際に手話通訳者を利用するための資金を提供している。政府は、いくつかの障害者団体への給付金、77郡すべてにおけるコミュニティ単位のリハビリテーションに充当する最低予算を含む、障害者プログラムの資金として約9,000万 NR (900,000ドル) を国家予算から配分している。

女性・子ども・高齢者省は障害者を保護する責任を担う。初等学校の就学率と比較すると、通学の問題、学校の所在地、両親への財政負担により、それ以上のレベルの教育を受けている障害を持つ子どもは相対的に少ない。学校で障害を持つ子どもの虐待

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が発生しているという報告があったが、2019年内にそのような事例の報告が裁判所や関係機関に提出された例はない。女性・子ども・高齢者省は、新たな連邦制度に基づいて753の自治体の大半が障害者を含む少数者・脆弱者集団に資金を配分していると報告した。家族の支援のみに頼らざるを得ない障害者が大半を占めている。

障害者の投票権及び市民活動への参加権又は司法制度を利用する権利に法律上の制限はない。しかし、女性・子ども・高齢者省によると、こうした権利の行使に立ちはかかる壁があり、特に公共施設を利用することができない。

## 国籍／人種／少数民族

法律は、各コミュニティが「その言語、活字及び文化を保存並びに振興」する権利、及び独自の言語で初等学校教育を行う権利を持つと規定している。政府は概ねこれらの規定を遵守している。先住民とみなされる集団を含む125以上のカースト集団及び民族集団が存在し、120以上の異なる言語を話す。

下層カースト及び一部の民族集団に対する雇用の差別（第7節d項を参照のこと）を含む差別は幅広くみられ、特にテライ地域及び農村地域に多い。

カーストに基づく差別は違法であり、政府はダリットを公然と疎外する行為を非合法化し、他の恵まれない立場のカーストの権利を保護する取り組みを行っている。憲法は、不可触賤民の慣行を禁止し、教育、医療及び住宅におけるダリットの特別な法的保護を定めている。また、ダリットの権利保護を強化し、推進する憲法委員会として全国ダリット委員会を設立した。政府は2018年後半に差別を禁止する関連法律を公布したが、ダリットの権利の活動家は、法律による差別の禁止があまりにも一般的で、明示的にダリットを保護してはいないと主張している。

ネパール全国ダリット社会福祉機構（Nepal National Dalit Social Welfare Organization）によると、農村地域における政府による差別撤廃は限定的にしか進展していない。

政府は、人口のおよそ36%を占める59民族／カースト集団を先住民として認めている。比較的特権を与えられたコミュニティもあるが、多くは政府の資源や政治制度への不平等なアクセス及び言語、宗教及び文化による差別に直面している。

## 性的指向や性同一性を理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

同性間の性行為を非合法化する法律はなく、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の人々は、その権利を積極的に主

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

張している。憲法は、LGBTIの人々に対する保護の大枠的規定を設けているが、LGBTI活動家は、ジェンダー及び性的マイノリティーに対する保護を強化するさらなる法律制定を継続的に要求している。

現地のLGBTI擁護団体によると、政府はLGBTIに教育、医療又は雇用の平等な機会を与えていない（第7節d項を参照のこと）。さらに、擁護団体によると、特に農村地域において市民権を登録する際に困難に直面しているLGBTIもいるとのことである。

近年の地方選挙で数名のLGBTI候補が立候補したが、LGBTI活動家によると、2017年に、自らを第三のジェンダーと特定する候補者は、選挙の定数のため、その候補者の党は「女性」候補を登録しなければならないと、選挙当局に副市長選挙の候補者登録を拒否されたと述べている。最高裁判所は政府を支持する判断を下した。別件では、トランスジェンダーは実際に性別を変えたかどうかにかかわらず、市民権証明書の性別を示す列に並ぶことを強いられるため、嫌がらせや社会的な蔑視を恐れて投票をやめた者もいるとLGBTI活動家は述べている。

LGBTI権利のNGOによると、2019年内に民間人及び政府職員によるLGBTIに対する嫌がらせや虐待は、特に都市部で減少したが、こうした事件は未だに発生している。

LGBTI権利団体は、2019年内にジェンダー及び性的マイノリティーが警察から嫌がらせを受けたと報告している。ネパール警察のHRSは、多くの市民がLGBTIの人に対して否定的な見方をしているため、小さな嫌がらせが何件か発生していることを確認している。HRSは、ネパール警察もそうした社会的偏見の影響を避けられないとしている。

## **HIV／エイズに対する社会的偏見**

HIV予防サービスを提供している人又はHIV／エイズ感染を広める可能性のあるハイリスク集団に対する公式な差別はない。

NGOによると、HIV感染者に対する社会的差別及び偏見は依然として広くみられる。

## **第7節 労働者の権利**

### **a. 結社の自由及び団体交渉権**

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、労働者が組合を結成し、自らの選択する組合に加入する権利を規定している。ただし、政府が破壊的又は扇動的とみなす組織は除く。結社の自由は正規及び非正規の両部門の労働者に認められている。市民権を持たない者を労働組合幹部として選任することはできない。現地の労働者は、公共交通機関、銀行業務、治安及び保健医療などを含む基本的サービスの従業員を除き、ストライキ及び団体交渉を行う権利を有する。2016年8月に承認された経済特区法（Special Economic Zone (SEZ) Act）は、いかなる SEZ における労働者のストライキも禁じている。政府は、バイラワ（Bhairahawa）とシマラ（Simara）でネパール初の2つの経済特区を開発中であり、どちらも国内のインド国境近くに位置する。軍隊、警察及び政府職員（次官レベル以上）も組合活動への参加が禁じられている。民間部門では、管理職の従業員は組合への参加が許可されていない。

法律は、労働組合が特定の職場の代表とみなされるためには、労働者の25%以上を代表しなければならないと規定している。最低要件は、非公式の組合団体の結成を禁じるものではなく、特定の条件下では非公式の組合団体がストライキを呼びかけ、政府と直接交渉を行うことができる。非正規部門の労働者も組合を結成することができるが、この権利を認識していない労働者が多い。

法律は、団体交渉を含む、労働組合の正式な任務に起因する不利益な訴訟から組合代表を保護し、反組合の差別を禁じている。組合活動への参加を理由に解雇させられた労働者は、労働裁判所又は準司法権限及び仲裁権限を有する労働局（Department of Labor）に苦情を申し立てることによって復職を求めることができる。ほとんどの事案は仲裁によって解決される。法律上、雇用主は限られた条件においてのみ、不正行為を3回行った場合に限り従業員を解雇することができる。法律は法的要件を満たしていないストライキへの参加を不正行為と定め、これは停職又は雇用の解除の事由となる。

合法的なストライキを実施するには、労働組合員の51%の秘密投票による賛成票が必要であり、組合はストライキ実施日の30日前までに通知を行うことが義務付けられている。組合が登録されていない場合、過半数の支持を得ていない場合、又は30日前の通知を行う前にストライキを呼びかけた場合、そのストライキは違法とみなされる。

結社の自由及び団体交渉権は概ね尊重されている。政府は基本的なサービス分野のストライキを制限しているが、2019年内に病院、教育サービス、及び交通部門の労働者がストライキを呼びかけ、法的な罰則を受けていないことが幾度かあった。組合の多くは政党と関係を築いており、政党から独立して活動を行うことはないが、効果的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に労働者の権利促進に努めている。政府が労働者団体の機能に干渉することや、組合幹部を脅迫することはない。

## **b. 強制労働の禁止**

法律はあらゆる形態の強制労働を禁じており、執行されれば違反を十分に抑止できる罰則を規定している。法律は、強制労働を目的とする強制、詐欺又は強要による人材の募集、移送、隠匿又は受け入れを刑法上の犯罪としていない。政府は法律を効果的に執行しておらず、ネパールが強制労働の犠牲となる男性、女性及び子どもの送り出し国、経由地並びに到着地である状況は変わっていない。

政府による奴隷労働を禁じる法律の執行には一貫性がなく、被害者の社会復帰は依然として困難である。人材、検査及び是正措置は不十分であり、法律違反の罰則は違反行為に対する十分な抑止効果を持たない。政府は、虐待を受けている移民労働者の中から人身売買を効果的に見つけ出す作業を行っておらず、そのような事件は犯罪捜査ではなく行政的に処理している。さらに、人身売買を含む労働者搾取や斡旋業者による違法な斡旋手数料の請求について報告があるにもかかわらず、政府は業者の違反を十分に捜査していない。

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」

(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

## **c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢**

法律は、就業最低年齢を 15 歳、危険業務の就業最低年齢を 17 歳と定め、児童の容認可能な労働条件を定義し、義務付けている。危険業務の最低年齢は、17 歳の子どもが危険な業務に従事することを禁止していないため、国際的な基準との整合性がない。また、子どもに対して禁じられている危険業務の種類には煉瓦製造が含まれていないが、このセクターでは、業務に重量物の運搬や危険物質への暴露が伴うという証拠が存在している。雇用主は、14 歳から 17 歳までの労働者の記録を別途管理しなければならない。法律は、工場、鉱山及びその他 60 の分類の危険有害業務への児童の就労を禁じており、16 歳から 17 歳までの児童の労働時間を週 36 時間（午前 6 時から午後 6 時まで 1 日 6 時間、週 6 日）に制限している。法律はまた、児童を違法に雇用した者に対する罰則を定めているが、違反を抑止するには十分ではない。

児童労働の法律及び慣行の執行に責任を負う労働局は、その執行を効果的には行っていない。労働局による労働調査のほとんどは正規部門で行われているが、児童労働が行われているのはほぼすべて非正規部門である。同局は、郡労働事務所に工場検査官 10 人、カトマンズに上級工場検査官 2 人を配属している。しかし、これらの職務は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

常に欠員状態にあるため、同局は十分な効果を上げているとは言い難い。一部の検査官のポストは公務員の定期的な人事異動のために欠員となっており、法律執行に専従する人材は限られている。労働検査官は児童労働の法律と検査に関する訓練を定期的に受けているが、この訓練が何らかの公式の日程に従って行われているとは限らない。児童労働に対処し、最終的にこれを撤廃することを目的とし、広範囲にわたる法律と政策が策定された。罰則は違反を抑止するために十分である。

強制児童労働を含む児童労働が行われているのは農業、家事労働、荷役、リサイクル、及び輸送で、最も深刻な虐待が報告されているのは、煉瓦焼き窯、石砕業、絨毯工場、刺繍工場、エンターテインメント部門である。非正規部門では、児童が不健全な環境で長時間労働し、重い荷物を運搬し、性的搾取のリスクが高く、様々な健康上の問題に見舞われることもある（第6節「子ども」を参照のこと）。

米国国務省の「*最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)*」 (<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>) も参照のこと。

#### d. 雇用又は職業に関する差別

憲法は、宗教、人種、性別、カースト、種族、地理的又は社会的出自、言語、婚姻状況、身体又は健康状態、障害若しくは思想信条による差別を禁じている。労働規制は、ジェンダーによる給与又は報酬の差別を禁じている。

憲法、法律又は規制に、労働の差別又は肌の色、年齢、国籍若しくは市民権、HIV陽性又はその他の伝染病による差別を禁じる規定はない。

憲法及び法律上の保護規定にもかかわらず、ジェンダー、カースト、民族、国籍、市民権、障害、宗教、性的指向及び性同一性、HIV陽性による雇用及び職業の差別は生じている。こうした差別は、政府及び人権団体による監視があまり又は全く行われていない非公式部門で最も広くみられ、弱者のカテゴリーに分類される人々は利用可能な手段や頼みとする手段がほとんどない。正規部門における労働差別とは、一般的にカースト上層に属する健常者の男性が雇用、昇進及び異動で優遇されるという形態を取る。

公務員に就く資格を得るには、ネパール国籍又は市民権が不可欠である。

女性・子ども・高齢者省及び障害者権利団体によると、障害者の全体的な雇用率は大きくは上昇していない。民間部門では多数の障害者が障害を理由に就労機会を奪われ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

るか、解雇されたと主張している。すべての部門で障害を持つ被雇用者はその他の形で差別的扱いを受けたと報告している。

ネパール全国ダリット社会福祉機構によると、政府は公共及び民間の両部門でカースト下位層に属する人々の雇用機会を確保する差別撤廃のための法規制の執行をほとんど進展させていない。こうした虐待に関する包括的なデータはない。

LGBTI に対する様々な部門での差別に関する信頼できる統計はないが、ジェンダー及び性的マイノリティーが治安業務及び運動競技で昇進並びに競争の機会を閉ざされることはよくあると活動家から報告されている。

#### e. 受入れ可能な労働条件

最低賃金は公式の貧困ラインを超えているが、最低生活水準のニーズを辛うじて満たす程度である。

最低賃金法は正規部門（労働人口の約 10% を占める）と非正規部門の両部門に適用されるが、正規部門の方が厳格に執行されている。

法律は、1 週間の労働時間を 48 時間とし、1 週間に 1 日の休日、5 時間の労働ごとに 30 分間の休憩を 1 回取らなければならないと規定している。法律は、残業時間を 1 日当たり 4 時間以下、1 週間当たり 20 時間以下と定め、1 時間当たり 50% の割増賃金を支払うことを規定している。過剰な残業の強制は禁じられている。従業員は有給の祝日休暇、病欠、年間休暇、育児休暇、忌引休暇、その他の特別休暇を取る権利が認められている。法律は、適正な職業安全衛生基準を定め、退職積立金、住宅設備、託児所（50 人以上の女性労働者を擁する施設）、出産手当等のその他の福利厚生を定めている。

労働・雇用・社会保障省（Ministry of Labor, Employment, and Social Security）の報告によると、正規部門の工場の大半は最低賃金及び労働時間に関する法律を遵守しているが、農業並びに家事労働を含む非公式部門での履行状況は様々である。同省は、賃金及び労働時間の法律や労働安全衛生の法律を執行するために十分な人数の検査官を雇用していなかった。政府は法律を効果的に執行していなかった。

労働安全衛生基準の履行及び執行は最小限で、労働・雇用・社会保障省はこれが労働法の履行が最も遅れている分野だと考えている。同省は、建設、鉱業、運輸、農業及び工場労働を含む全部門にわたり違反が見つかったとしている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、労働安全衛生規定の執行に必要な規制及び行政体制を構築していない。労働・雇用・社会保障省には労働安全衛生を専門に扱う特別室が設置されておらず、この分野に特定の訓練を受けた検査官もいない。刑罰は十分な違反抑止効果を持っていない。法律は、工場検査官が雇用主に対して安全性に欠ける状況の改善を命じる権限を認めているが、安全基準の執行は依然として最小限にとどまり、監視権限は弱い。職場の死亡者及び事故に関する正確なデータはない。労働法規制は、労働者が自らの雇用を危うくすることなく、健康又は安全性を脅かす状況から去ることができる規定を定めていない。

政府は、労働者に国外の仕事を斡旋する労働契約業者（「人材」業者）に関する規制を定め、不正な人材採用慣行に罰則を定めている。政府は、2015年に導入された無償ビザ、無償航空券のスキームを継続しているが、移民の権利に関する NGO によると、政府は同政策を効果的に実施していない。旅行文書の偽造に加担したり、労働請負業者による違法な斡旋を見逃したりする政府職員もいる。外国雇用局（Department of Foreign Employment）は2019年内に、登録人材業者の数を減らしてその活動をより綿密に調査する措置を導入した。膨大な数の未登録及び規制対象外の労働者「ブローカー」及び中間業者はコミュニティーの信頼される構成員であることも多く、採用慣行の効果的な監視を複雑にしている。労働者はまた、出稼ぎ労働者を追跡し、権利が侵害された労働者にある程度の補償を行う外国雇用委員会（Foreign Employment Board）に登録し、登録料を支払うことが奨励されている。

政府は、海外で働く労働者の雇用契約をネパール語に翻訳することを義務付け、労働者に出発前のオリエンテーション・プログラムへの出席を義務付ける規定を定めている。オリエンテーションで労働者に対して自らの権利及び権利が侵害された場合の法的手段を周知させる。出稼ぎ労働者はこの義務付けられた研修に参加しないことが多く、企業の多くはわずかな手数料で出発前オリエンテーション参加証明書を発行し研修を実施しないため、このイニシアチブの効果には疑問が残る。出稼ぎ労働者は依然として搾取的状況に直面することが多い。

国際労働機関によると、経済活動人口の70%以上が非正規経済に従事していた。

法律は、健康及び安全を脅かす労働状況から労働者を保護することを定めているが、小規模な町や村の零細企業及び家内工業では、雇用主が労働者にこうした状況での労働を強要し、従わなければ労働者は失職のリスクを負う。ネパールの労働人口の規模に対して労働検査官の人数は不十分である。